

新体育館整備の基本的な考え方（修正案）

1 整備方針

- (1) 生涯スポーツ施設として整備し、誰もが生涯にわたり、いつでも気軽にスポーツを親しめる施設として整備を図る。
- (2) 全国規模の大会やプロスポーツの開催が可能な施設として整備し、質の高いスポーツを目にすることによる機会を増やすことで、スポーツ技術の向上はもとより、スポーツ観戦の楽しさを通じて、スポーツに対する意識の向上を図る。
- (3) まちのにぎわい創出のため、市民の交流が図られる場所として整備するとともに、大規模自然災害に対応した施設として整備を図る。

2 基本的な機能

- (1) 生涯スポーツ施設としての機能
 - ① 誰もが生涯にわたり、いつでも気軽に利用でき、スポーツや健康づくりに親しむことができる施設とする。
 - ② ユニバーサルデザインを導入し、すべての人が安全かつ快適に利用できる施設とする。
 - ③ 市民が体力や年齢・目的に応じ、多様なスポーツ・レクリエーションを楽しむことができる施設とする。
- (2) 競技スポーツ施設としての機能
 - ① 全国大会や国際試合など、一流選手の試合を観戦できる施設とし、スポーツのすばらしさや楽しさを実感し、市民のスポーツに対する意識の向上を図る。
 - ② 高校総体など一度に多くの試合が開催可能な施設とし、青少年のスポーツ競技力向上を図る。
 - ③ 大会開催時には、選手と観客の動線が重ならないなど、大会運営がしやすい施設とする。

(3) まちづくりの拠点施設としての機能

- ① 交流人口の増加に寄与する施設とする。
(「徳島市立地適正化計画（素案）」の中で、スポーツ・運動施設が誘導施設（都市機能の増進に著しく寄与する施設）として設定されている)。
- ② 将来、発生が予想されている南海トラフ大地震等、大規模災害時の防災拠点として整備を図る。（現在の体育館の物資集配拠点の機能を引き継ぐ）。
- ③ 大規模な会議や展示会等、コンベンションのイベント会場としても利用できる施設とする。

3 施設の整備内容

(1) メインアリーナ

- ① 各種大会の公式施設基準を満たすフロアとする。
- ② バスケットボールコート・バレーボールコート3面が確保できるフロアとする。
- ③ 観客席は、固定席と可動席合わせて3,000席程度とする。

(2) サブアリーナ

- ① ウォーミングアップ場として、また、大規模な大会時には、メインアリーナとの多面使用が可能な施設とする。
- ② バスケットボールコート・バレーボールコート1面（公式）が確保できるフロアとする。
- ③ 観客席は、固定席で200席程度とする。

(3) 控室・会議室

- ① 100名程度の会議ができる広さとする。
- ② 間仕切りにより、併用が可能な施設とする。

(4) 多目的ルーム

- ① 卓球やダンス、フィットネス系スポーツなど多目的に利用できる施設とする。
- ② 選手控室や更衣室などにも利用可能な施設とする。

(5) トレーニングルーム

- ① 多種多様なトレーニングに対応できるよう機器を備えた施設とする。

(6) 更衣室・シャワー室

- ① 全国規模の大会を開催するためには必要な規模・数を確保する。

(7) トイレ

- ① トイレは、利用者数を想定し、観客用・競技者用それぞれ複数整備する。
- ② 女性用のトイレ数についても配慮する。
- ③ 施設内でトイレの空き状況が確認できる表示等を検討する。

(8) 器具庫

- ① メインアリーナ、サブアリーナ、多目的ルームに整備する。
- ② 安全に効率よく、器具の出し入れが容易な構造とする。

(9) 談話・休憩コーナー

- ① 大会時の選手の休憩場所や交流のためのスペースとなるよう整備する。
- ② 自動販売機コーナーを配置する。

(10) 放送室・医務室

- ① アリーナに近い場所に設置し、大会運営等がスムーズに進むような施設とする。

(11) エントランスホール

- ① 明るく開放的でゆとりのある空間とする。
- ② 大会開催時には、大会グッズ等の物品販売が可能なスペースを設置する。

(12) 授乳室・キッズコーナー

- ① 子育て世代に配慮し、遊具等を設置したキッズコーナーや授乳室を整備する。

(13) 事務室

- ① 利用者動線と管理者動線に配慮し、市民が施設を利用しやすいうように配置する。

(14) 駐車場

- ① 利用者に支障が生じないよう必要な駐車台数を確保する。
- ② 障害者用駐車スペース、大型バス用駐車スペース、器具運搬用駐車スペース等を整備する。

(15) その他

- ① 南海トラフ大地震等、大規模災害に備え、災害備蓄スペースを確保する。
- ② エレベーターは、車椅子使用者に分かりやすい場所に配置する。
- ③ 来館者に、各施設までの動線が分かりやすいサイン表示とする。
- ④ 施設利用者や観客、機材搬入等の動線に配慮した施設とする。
- ⑤ 自然エネルギーの活用や省エネルギー手法の導入等、地球環境に優しい施設整備を検討する。
- ⑥ ランニングコースやウォーキングコースの整備を検討する。

4 その他

(1) 建設場所について

具体的な建設場所については、平成31年度以降に策定予定の「(仮称)新体育館整備計画」策定までに検討する。なお、県有地に隣接している市有地については、県の理解・協力を求めることも考えながら、検討を進める。

(2) 併設するスポーツ施設について

武道場等の併設の要望があるが、具体的には「(仮称)新体育館整備計画」策定までに、併設の可否等について検討する。

(3) 施設の建設手法、整備後の運営方法について

「(仮称)新体育館整備計画」策定までに検討する。